

資料11

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法

平成14年7月12日(愛知県告示第546号(一部改正 平成16年4月2日告示愛知県第320号))

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(平成13年環境省告示第77号。以下「告示」という。)第1の1ただし書、第2の1ただし書、第2の3及び第4の2ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表(その1)5の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表(その1) (告示第1の1のただし書関係)

| 要 件 | 計 測 法 |
|---|---------------|
| 1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合 | 告示別記1(3)又は(4) |
| 2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合 | |
| 3 小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合 | |
| 4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合 | |
| 5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合 | |
| 6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合 | |

別表(その2) (告示第2の1のただし書関係)

| 要 件 | 計 測 法 |
|---|----------|
| 1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合 | 告示別記2(3) |
| 2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合 | |
| 3 小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合 | |
| 4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合 | |

別表（その3）（告示第2の3関係）

| 要件 | 計測法 | |
|--|--------------------------------------|-------------------|
| 小規模な生活排水等であって、用水量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排水の場合 | 日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場 | 告示別記2(1)又は(2) |
| | 日平均排水量が400m ³ 未満の指定地域内事業場 | 告示別記2(1)、(2)又は(3) |

別表（その4）（告示第4の2のただし書関係）

| 要件 | 計測法 | | | |
|---|---------------|----------------|----------|-------------|
| | 排水の汚染状態 | 特定排水以外の排水の汚染状態 | 排水の量 | 特定排水以外の排水の量 |
| 1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合 | 告示別記1(3)又は(4) | 告示別記1(3)又は(4) | 告示別記2(3) | 告示別記2(3) |
| 2 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排水以外の排水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排水以外の排水の場合 | / | / | / | / |
| 3 特定排水以外の排水の汚染状態が常に一定である場合 | | | | / |
| 4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合 | 告示別記1(3)又は(4) | / | 告示別記2(3) | 告示別記2(3) |